諮　問　書

佐市教委学事第 1055 号
平成３１年　１月　７日

佐賀市個人情報保護審査会
会　長　村　上　英　明　様

佐賀市教育委員会
教育長　東　島　正　明

佐賀市個人情報保護条例第７条第３項第６号及び第８条第１項第５号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

１　諮問事項
　防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

２　諮問理由
　思斉小学校及び思斉中学校は同じ敷地内に隣接して建てられており、小中一貫校思斉館として運営されている。
　この校内の西側非常階段付近で、時々たばこの吸い殻、ゴミ等の残骸が散乱するなどの迷惑行為が見受けられる。夜間などに不審者が侵入して、こうした迷惑行為を行っている状況である。
　学校への不審者侵入対策、学校の安全対策については、どの学校も力を入れており、対策の徹底が求められている。その対策の一つとして防犯カメラを設置する学校は、全国的に見て増加傾向にある。文部科学省も、学校の安全対策についての方法を示しており、その一つとして、防犯カメラの設置を掲げている。
　こうしたことから、思斉館の東門及び西門からの侵入者を監視する防犯カメラを設置し、安心して学習できる環境を提供したい。

３　所管課
　学事課

４　設置時期
　平成３１年２月

5　防犯カメラの概要

(1) 設置場所

佐賀市立思斉小学校、思斉中学校

(2) 設置台数

２台

(3) 稼働時間

常時稼働

(4) 掲示

校門及び防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(5) 記録装置

・記録装置は、盗難防止の措置を施し、事務室に設置する。

(6) 画像データの記録方法及び保存期間

・画像データは、記録装置の内蔵ハードディスクに二週間保存する。

・画像データは、記録装置の自動削除設定によって消去する。

(7) 防犯カメラ管理者及び取扱者の指定

防犯カメラ管理者は学校長をもって充て、教頭が取扱者として、防犯カメラ及び画像データを適正に管理する。

(8) その他

「思斉館防犯カメラ運用基準」を定め、防犯カメラ及び画像データを適正に取り扱う。

6　画像データの外部提供

画像データの外部提供は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「思斉館防犯カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定(官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。)に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定(捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。)に基づく捜査機関等からの照会があった場合が考えられる。

外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

思斉館防犯カメラ運用基準（案）

（趣旨）

第１条　この基準は、佐賀市立思斉小学校及び佐賀市立思斉中学校の児童生徒を保護し、安全な教育環境を提供するため、同校に設置する防犯カメラ及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

（防犯カメラの設置）

第２条　防犯カメラを、佐賀市立思斉小学校及び佐賀市立思斉中学校に設置する。

２　校門及び防犯カメラを設置した場所には、防犯カメラが作動中である旨の表示をする。

（防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者）

第３条　防犯カメラ及び画像データの適正な運用を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

２　管理者は、学校長とし、防犯カメラ及び画像データの運用に関する方針の決定を行う。

３　取扱者は、教頭とし、次に掲げる事務を担う。

(1) 管理者を補佐すること。

(2) 記録装置の鍵を管理し、及びその使用状況を鍵使用管理簿（別紙）に記録すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、防犯カメラ及び画像データの適正な運用のために必要なこと。

４　防犯カメラ及び画像データの操作は、管理者及び取扱者のみが行うことができる。

（画像データの取り扱い）

第４条　防犯カメラは、常時稼働して画像を撮影し、記録装置の内蔵ハードディスクに２週間保存するものとする。

２　記録装置は、盗難防止の措置を施し、事務室に設置する。

３　撮影後、２週間を経過した画像データは、記録装置の自動削除機能によって消去する。

４　画像データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

（画像データの提供等の制限）

第５条　画像データは、佐賀市個人情報保護条例第８条第１項ただし書に該当する場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

（委任）

第６条　この基準に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この基準は、平成３１年　　月　　日から施行する。

別紙（第３条関係）

防犯カメラ　鍵　使　用　管　理　簿

鍵番号	

貸出者		使用内容	貸出日時	防犯カメラ管理者確認印	返却日時	防犯カメラ管理者確認印
職　名	氏　名					
			年　月　日 時　分		年　月　日 時　分	
			年　月　日 時　分		年　月　日 時　分	
			年　月　日 時　分		年　月　日 時　分	
			年　月　日 時　分		年　月　日 時　分	
			年　月　日 時　分		年　月　日 時　分	
			年　月　日 時　分		年　月　日 時　分	
			年　月　日 時　分		年　月　日 時　分	

〈撮影イメージ　黄色＝カメラ、赤丸＝撮影ターゲット〉

【小学部】

Google　佐賀市立思斉小学校

画像 ©2018 Google, 地図データ ©2018 ZENRIN　10 m

【中学部】

Google　佐賀市立思斉小学校

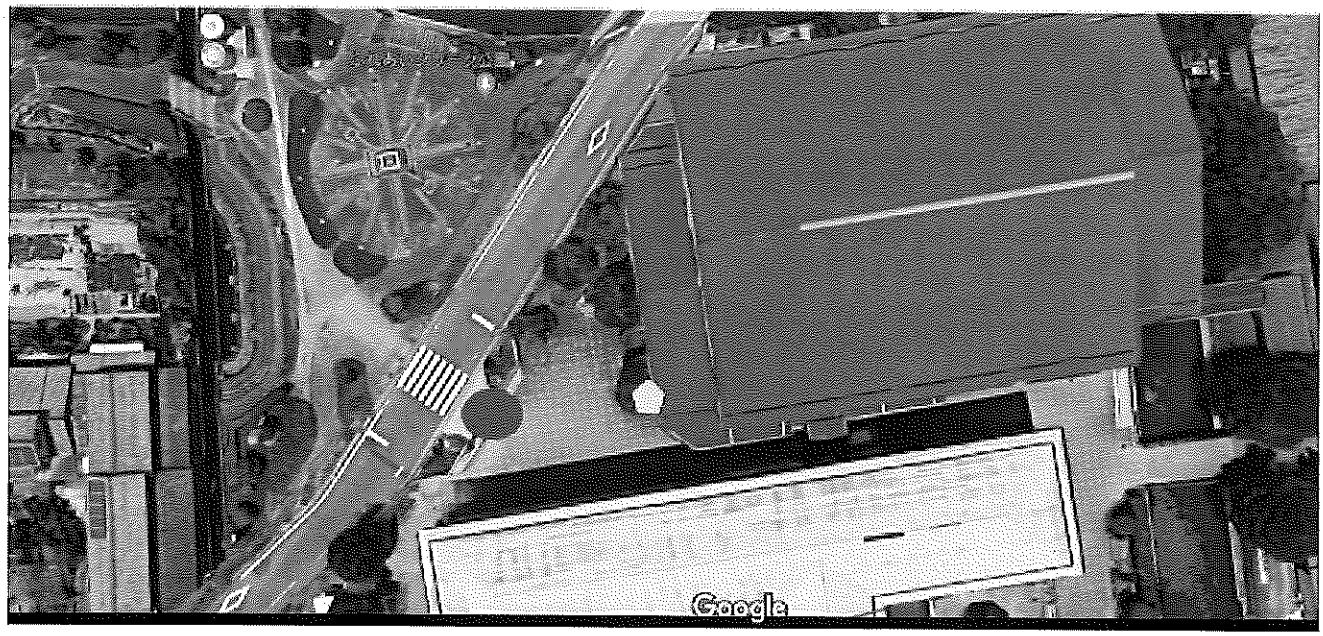

画像 ©2018 Google, 地図データ ©2018 ZENRIN　10 m

【小学部】

カメラ
校舎３階の外
壁(北面)に取
り付ける

説明板①
植込み内に立
てる

説明板②
門扉にくくる

【中学部】

カメラ
体育館外壁
(西面)に取り
付ける

説明板①
校門横の植込
みに立てる

案内板②
体育館外壁に
取り付ける

佐賀市立思斉小学校・思斉中学校

【位置図】